

令和5年度第10回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和6年3月26日(火)午後2時00分 太田教育長

閉会 令和6年3月26日(火)午後3時05分 太田教育長

2 開催場所

坂戸市役所303・304会議室

3 出席委員

1番 小川 一信(教育長職務代理者) 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 太田 正久(教育長)

4 議事参与者

教育部長 浅野 保

教育部長 岡安 明久

次長兼スポーツ推進課長 仲島 昭靖

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 野口 潤也

社会教育課長 菅野 規之

中央公民館長 清水 智則

図書館長 勝俣 敦

教育総務課副課長 片野 恵理

書記 藤野 陽介

書記 高野 夏輝

5 会議の概要

【日程第1 議事録の承認について】

<前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

(署名 3.26 教育長、蓼沼委員、藤野書記)

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 日程第2 議事録署名委員は、松井委員を指名いたします。

【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。(1)教育長報告をいたします。私から2月8日から3月25日までの報告を申し上げます。

2月11日、第35回高麗川ふるさと駅伝大会に参加しました。城西大学の駅伝部の現役選手が多く参加していただき、参加者が喜んでいました。12日、東武鉄道杯少年サッカー大会閉会式に出席しました。新しく人工芝のグラウンドに整備された市民総合運動公園が会場となりました。14日、坂戸中学校において、学びづくり研修会に出席しました。午前中のみ

の参加ではありましたが、生徒主体の授業に変わってきていることを実感しました。15日、3月議会前の定例記者会見があり、水泳授業の民間委託について発表がありました。16日、大家小学校において、学びづくり研修会に出席しました。校長先生からは、子どもたち主体の授業ができてうれしいと話がありました。18日、坂戸市文化団体連合会企画講演会に出席しました。講師の社会教育課の山本学芸員から上谷地区の遺跡について説明がありました。20日、第6回坂戸市健康マージャン交流大会に出席しました。去年より参加者が増えて、皆さんいきいきと楽しんでいました。23日、第30回大宮住吉神楽保存会総会に出席しました。25日、日本健康相談活動学会第20回学会に参加しました。28日、筑波大学附属坂戸高等学校評議員会議に出席しました。生徒同士が校則などについて話し合うことは、市内中学校の生徒指導の在り方において、とても参考になると思いました。3月3日、HEARTGLOBALミュージック・アウトリーチin坂戸に出席しました。教員の方の参観も20名ありました。14日、令和6年度新採用教職員の面接がございました。15日、若宮中学校の卒業式に出席しました。18日、城西大学学位記授与式に出席しました。また、午後には、第3回坂戸市立公民館運営審議会に出席しました。20日、山村国際高等学校ダンス部卒業公演に出席しました。素晴らしい躍動感のある高校生の公演会でした。21日、第4回坂戸市スポーツ推進審議会に出席しました。スポーツ推進計画の素案について協議をいただきました。以上この間の報告でございます。

教育長 質問等がありましたら、お願いします。

松井委員 新採用教職員は、何名になりますか。

学校教育課長 小学校が17名、中学校が11名となります。

松井委員 公民館は教育委員会の所管でなくなりますか。

教育長 教育委員会から市民部の市民生活課が所管となります。

教育長 続いて、(2)臨時代理に関する報告について、報告をお願いします。

教育総務課長 臨時代理の報告について、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見に関しましては、教育委員会会議の議決事項でございますので、会議を開催し、議案を提案し、議決を経るべきところでございますが、教育委員会会議を招集する時間的な余裕がなく、緊急的に処理する必要があることから、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、臨時に代理し、3月7日付けで市長へ回答をいたしました。

2ページを御覧ください。本議案につきましては、桜中学校の校舎について、経年劣化が著しい外壁及び屋上防水を改善するための改修工事を行

うとともに、耐震上好ましくない高架水槽の撤去を行い、給水方式を加圧ポンプ方式に変更する給水設備改修工事を行うものとなります。当該工事については、12月議会において補正予算の計上及び繰越明許の設定を行っており、国の補助金である「学校施設環境改善交付金」は、令和6年2月22日に交付決定を受けております。また、令和6年2月29日の開札結果及び事後審査を経て、令和6年3月6日に株式会社本橋組坂戸営業所と1億5,868万1,600円で仮契約を締結しました。その後、令和6年3月第1回坂戸市定例会において議決をいただき、令和6年3月13日に本契約を締結いたしました。

本議案につきましては、教育委員会会議の議決事項でございますので、本来は、会議を開催し、議案を提案し、議決を経るべきところでございますが、教育委員会会議を招集する時間的な余裕がなく、緊急的に処理する必要があることから、「坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第4条第1項及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条の規定に基づき、臨時に代理し、1ページのとおり、教育委員会として適当と認める旨、3月7日付けで市長へ回答したことを御報告させていただくものでございます。報告は以上でございます。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。

(なし)

教育長 では他に、各部課長から報告事項がありましたらお願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上で報告事項を終わります。

【日程第4 議 事】

議案第41号から議案第47号は、人事に関する案件であるため、非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

◎議案第41号 坂戸市教育委員会職員の任免について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第42号 坂戸市立小・中学校学校医の辞職について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第43号 坂戸市立小・中学校学校医の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第44号 坂戸市立入西小学校産業医の委嘱について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞

◎議案第45号 坂戸市いじめ問題対策連絡協議会委員の辞職について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞

◎議案第46号 坂戸市文化財保護審議会委員の委嘱について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞

◎議案第47号 坂戸市スポーツ推進委員の委嘱について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞

教育長 議案第48号、「坂戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第48号、坂戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、坂戸市入西地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の施行、事務事業の見直し等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。本議案につきましては、坂戸市入西地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の施行、各課が所管する事務事業の見直し等に伴い、所要の改正をするものであります。改正概要は、4点ございます。1点目として、社会教育課が所管する機関及び施設から「中央公民館」を削除する改正、2点目として、学校教育課の分掌事務から「中学生国際交流に関する事務」を削除する改正、3点目として、社会教育課の分掌事務から「公民館に関する事務」を削除する改正、4点目として、指導主事の職を置く組織を「係」から「課」へ見直すための改正でございます。説明は以上です。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第48号、「坂戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第49号、「坂戸市教育委員会事務局決裁規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第49号、坂戸市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について、坂戸市入西地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の施行に伴い、個別専決事項等について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。本議案につきましては、坂戸市入西地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の施行に伴い、坂戸市立公民館が廃止となるため、所要の改正をするものであります。改正概要は、2点ございます。1点目として、課長の定義から「中央公民館長」を削除する改正、2点目として、公民館の個別専決事項を削除する改正でございます。説明は以上です。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第49号、「坂戸市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第50号、「坂戸市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

図書館長 議案第50号、坂戸市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について、坂戸市入西地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。新旧対照表を御覧ください。こちらの議案につきましても、坂戸市入西地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の施行に伴い、公民館の文言の削除など、所要の改正を行うものでございます。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第50号、「坂戸市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第51号、「坂戸市立小・中学校服務規程の一部を改正する規則の

制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第51号、坂戸市立小・中学校勤務規程の一部を改正する規則の制定について、勤務管理システムにより勤務を管理すること及び職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。坂戸市立小中学校に令和6年4月から新たな校務支援システムが導入され、勤務管理システムにより勤務を管理することに伴う改正でございます。具体的には、これまでの出勤簿から勤務整理簿に変更することで出勤に伴う捺印等が不要となるものでございます。また、高齢者部分休業に関する条例につきましては、定年が延長されたことに伴い、60歳に達した日後の4月1日から取得することができるものでございます。以上でございます。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終了します。

教育長 議案第51号、「坂戸市立小・中学校勤務規程の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第52号、「坂戸市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び坂戸市立公民館運営審議会運営規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第52号、坂戸市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び坂戸市立公民館運営審議会運営規則を廃止する規則の制定について、坂戸市立公民館の設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、坂戸市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び坂戸市立公民館運営審議会運営規則を廃止する規則を制定したいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。令和6年4月1日からの地域交流センターへの移行に伴い、公民館に係る規則を廃止するものでございます。説明は以上です。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終了します。

教育長 議案第52号、「坂戸市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び坂戸市立公民館運営審議会運営規則を廃止する規則の制定について」

は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第53号、「坂戸市教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第53号、坂戸市教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令の制定について、坂戸市入西地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の施行により、坂戸市立公民館が廃止となることに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。本議案につきましては、坂戸市入西地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の施行により、坂戸市立公民館が坂戸市地域交流センターに移行するため、所要の改正をするものであります。改正概要は、3点ございます。1点目として、坂戸市立公民館及び同館館長の公印に関する規定を削除する改正、2点目として、坂戸市立公民館の文書記号を削除する改正、3点目として、坂戸市スポーツ推進計画庁内策定・推進会議の委員となる職員について、教育委員会から「中央公民館長」を削除し、市長部局に「中央地域交流センター所長」を追加する改正でございます。説明は以上です。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第53号、「坂戸市教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第54号、「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第54号、教育財産の用途廃止について、公民館を地域交流センターに移行することに伴い、公民館に係る教育財産の用途を廃止したいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。公民館の地域交流センター化に伴い、所管が市長部局への移行するため、公民館等の施設の教育財産としての用途を廃止し、市長部局へ引き継ぐものでございます。説明は以上です。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第54号、「教育財産の用途廃止について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

【日程第5 その他】

御意見などございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和5年度第10回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和5年度第10回坂戸市教育委員会会議閉会>